(令和6年6月18日学長裁定)

学部学生海外留学助成制度実施要項の一部を改正する要項

学部学生海外留学助成制度実施要項(平成22年5月27日学長裁定)の一部について、下表右欄(「現行」欄)を同表左欄(「改正後」欄)のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。 改正後 現行 (略) (略) (申請できる者) (申請できる者) 第3 助成制度に申請できる者は、次の各号を満たす者とする 第3 助成制度に申請できる者は、次の各号を満たす者とする (1) 留学先機関における受入期間が2週間以上1年以内の留学を計 (1) 留学先機関における受入期間が2週間以上1年以内の留学を計 画する者(学長が認める場合においては、この限りではない。) 画する者 (2) 国際貢献への意欲が高く、健康でかつ学業成績が優秀な者 (2) 国際貢献への意欲が高く、健康でかつ学業成績が優秀な者 (3) 留学先での勉学に支障のない語学力を有する者 (3) 留学先での勉学に支障のない語学力を有する者 2 (略) 2 (略) (略) (略) (助成対象費用) (支給額) 第5 本制度において、留学に係る費用のうち航空賃及び宿泊料のみ 第5 助成制度に係る支給額は、本学旅費規程に準じて積算する。 助成の対象とする。なお、航空賃及び宿泊料の算定は本学旅費規程 に準じるものとする。 (略) (略) 附則 この要項は、令和6年6月18日から実施し、令和6年4月1日から適用 する。 【改正理由】 大学が認めた留学に関し、支援対象の拡大を図るため、所要の改正 を行うものである。